

議案第 32 号

斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：生涯学習課】

子育て支援のより一層の充実のため、斑鳩町立学童保育室の入室資格について、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 入室資格の見直し（第3条の改正規定）

町立小学校の在籍児童としている学童保育室の入室資格について、小学校に就学している児童であって、町内に住所を有する児童又は町内の小学校に在籍する児童とするよう見直しします。

2. 施行期日

公布の日から施行します。